

第 1 4 2 回自賠責保険審議会—諮問

金 監 督 第 1 9 号
令和 3 年 1 月 1 3 日

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 氷 見 野 良 三
(公印省略)

自動車損害賠償保障法第 3 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 保険業法第 4 条第 2 項第 3 号並びに第 1 8 7 条第 3 項第 3 号に掲げる書類に定めた事項のうち自動車損害賠償責任保険に関する部分の一部を、最新の交通事情及び交通政策の反映等を趣旨として変更することについて、同法第 1 2 3 条第 1 項（同法第 2 0 7 条において準用する場合を含む。）の規定による認可をすること。
2. 自動車損害賠償保障法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、最新の交通事情及び交通政策の反映等を趣旨として変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
3. 自動車損害賠償保障法第 2 8 条の 2 第 3 項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、最新の交通事情及び交通政策の反映等を趣旨として変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第 2 8 条の 2 第 5 項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、最新の交通事情及び交通政策の反映等を趣旨として変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

第142回自賠責保険審議会—答申

令和3年1月13日

金融庁長官 氷見野良三 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 藤 田 友 敬
(公印省略)

令和3年1月13日付金監督第19号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

1. 保険業法第4条第2項第3号並びに第187条第3項第3号に掲げる書類に定めた事項のうち自動車損害賠償責任保険に関する部分の一部を、最新の交通事情及び交通政策の反映等を趣旨として変更することについて、同法第123条第1項（同法第207条において準用する場合を含む。）の規定による認可をすることについては、異議はない。
2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、最新の交通事情及び交通政策の反映等を趣旨として変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、異議はない。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、最新の交通事情及び交通政策の反映等を趣旨として変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、異議はない。
4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、最新の交通事情及び交通政策の反映等を趣旨として変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、異議はない。